

質問に対する回答書21

東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	参考見積書	下請等の取引先からの見積に基づき単価を算出した場合、取引先からの見積書の写しを添付することとなっていますが、受注後に見積を徴収した会社と契約することを義務付けられるものではないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。